

ライオンズクラブ国際協会と災害時連携協定を締結

2020年10月8日、ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区と富山県社会福祉協議会との間で「災害時における福祉・ボランティア活動支援に関する相互連携協定」を締結しました。

締結式では、同協会の 岸 省三 ガバナーと県社協の 岩城 勝英 会長が協定書に署名し、相互に協定書を取り交わしました。

協定では、災害時に県社協からの情報提供をもとに、同協会が被災地での福祉活動等への人的・物的支援を行うこととしています。

これにより、お互いの強みを活かし合う災害支援の新たなネットワークが構築されました。



－ 協定書(写) －

災害時における福祉・ボランティア活動支援に関する相互連携協定書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会 334-D 地区（以下「乙」という。）とは、災害発生地域（以下「被災地」という。）等で甲が主体的に取り組む福祉・ボランティアに関する支援活動（以下「災害福祉活動」という。）に関して、甲乙相互の連携に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富山県内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、かつ被災、又は被災の恐れがある地域において、支援活動を迅速かつ効果的にすすめるため、必要な事項を定めるものとする。

（災害の種類及び規模）

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として、地震・雪害・風水害・事故等の発生により多数の人的・物的な被害が発生、又はその恐れがある場合で、地域住民の生活に大きな支障が生じる場合とする。

（支援の要請及び内容）

第3条 甲は、乙に対して、災害福祉活動の支援に関する情報を提供するとともに、必要があるときは、次の支援を要請するものとする。

- (1) 被災地における災害福祉活動に対する人的支援
- (2) 被災地における災害福祉活動に必要な資金、備品及び資機材の提供、又は貸与
- (3) その他の災害福祉活動に必要な支援

2 乙は、甲からの情報提供を踏まえて支援の内容を検討するとともに、甲から支援要請があった場合は、必要な連絡、調整を行うこととし、その内容等は、甲乙協議のうえでその都度決定する。

3 前項に係る手続きは、原則として、書面によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、その後速やかに係る書面を提出するものとする。

（臨機対応）

第4条 乙は、第3条の規定により甲から支援要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲に対する支援等を行うものとする。ただし、通信の途絶等により甲が乙に対して要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず、状況に応じた自主的な判断で支援を実施することができるものとする。

（支援の表示）

第5条 甲は、第3条に規定する支援を受けて活動等を行うに当たっては、乙の支援を受けていることを表示するための措置を講ずるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく要請、又は支援等を円滑に行うため、甲乙双方に常設の連絡窓口を設置し、毎年7月1日付けの次の事項について、書面により共有するものとする。

(1) 連絡窓口の名称及び連絡先

(2) 連絡窓口の責任者及び担当者の氏名、役職名

(平時からの連携)

第8条 甲は、平時から災害福祉活動に関する情報の収集に努め、乙に提供するものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて、災害福祉活動の普及・啓発活動に協働で取り組むものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和2年10月8日

甲 富山県富山市安住町5番21号
社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
会 長 岩 城 勝 英

乙 石川県加賀市大聖寺菅生口17番3号
ライオンズクラブ国際協会334-D地区
地区ガバナー 岸 省 三